

第三者評価結果

事業所名：きっずワン メイト保育園

A-1 保育内容

A-1-（1） 全体的な計画の作成	第三者評価結果
A-1-（1）-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
<コメント> 児童憲章、保育所保育指針を踏まえながら、法人の理念・方針、子どもの発達や生活の連続性を十分に考慮し、子どもの健全な育ちを中心に、その土台となる全体的な計画を作成しています。全体的な計画は、保育理念・方針・保育目標にもとづいたものとなっていますが、2018年の保育所保育指針の改訂により、現在の様式に変更しています。各種改定にも沿った内容になるよう、毎年度末に常勤職員を中心に見直しを行い、次年度の指導計画作成に生かしています。しかし、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などの考慮を計画に反映することに関しては今後の検討としています。	
A-1-（2） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
A-1-（2）-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<コメント> 子どもが心地よく過ごすことのできる環境のため、日々の清掃、安全点検のほか、消毒と換気は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から特に注意を払っています。床はクッション性のあるコルクを使用しています。職員の声(大きさ、トーンなど)、音楽の音量なども大切な環境と考え、意識をしています。オープンフロアでの保育ですが、活動・食事と午睡の場所を分けるなど、限られたスペースを工夫しながら使うようにしています。トイレに窓がなく、24時間強制換気をしています。低年齢の子どもでも操作がしやすいように手洗い場の蛇口には補助器具を取り付けています。トイレは温便座にしています。午睡用の抗菌マットは毎週拭いています。	
A-1-（2）-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<コメント> 入園時に保護者に提出してもらった児童調査票・健康記録表・生活表や入園時の個別面談からの情報、入園後の子どもと職員の関わり、観察などから、子どもを把握し、尊重した保育を行っています。保育理念の一つに「子どもを愛し支え受け止める」を掲げており、職員はそれを理解し、子どもの気持ちや欲求を受け止め、気持ちに寄り添い、共感したり思いを代弁したりしています。子どもが気持ちを表すまで待つ姿勢も持っています。職員は個々の発達に合わせた言葉を選び、穏やかに話しています。職員は保育者としての関わり方、動き方を常に意識しています。	
A-1-（2）-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<コメント> 挨拶、姿勢、食事、排泄、着脱、衛生など、基本的な生活習慣が身につくよう年齢や発達に合った援助をしています。箸は3歳後半くらいを目安にしていますが、個別に対応しています。それぞれの椅子、かごなどに個人のマークを付けて自分で準備や片付けができるようにしています。子どもが達成感を味わえるよう、援助をする時にはさり気なく行うようにしています。月齢の低い0歳児の午前寝、夕寝をはじめ、活動・休息は静と動のバランスや子どもの状態により組み合わせています。基本的な生活習慣を身につけることの大切さについては、さまざまな場面で子どもにわかりやすく話しています。また、保護者には園で行っていることを伝えたり、アドバイスをしたり、配付物などでお知らせしたりなど家庭と連携して進めていくようにしています。	

【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<コメント> 園はJR辻堂駅から徒歩数分の場所にあるので、駅に電車やバスを見に行ったり、公共施設に遊びに行ったり、スーパーマーケットのイベントに参加したり、消防署をのぞいたり、神社に行ったり、地域の人たちに接したりなど、社会体験が得られる機会が多くあり、子どもの生活と遊びが豊かに展開されています。午前の保育内容は外遊びが中心で積極的に出かけています。園庭はありませんが、近くにはさまざまな公園があり、交通ルールや、活動の前にはルールの説明や何をしたらケガにつながるかの危険性について学んだりして、子どもたちは安全に気をつけながら楽しく身体を動かし、公園の植栽（樹木・草花など）から季節を感じ取ったりしています。午睡の後にも散歩に出かけたりしています。子どもの表現活動のために制作、歌、手遊びなどしています。外部講師による英語あそびでは楽しみながら異文化に触れています。	
【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<コメント> 通常は全園児オープンフロアで異年齢保育をしています。衛生面に配慮しながら、乳児の発達や興味関心に合わせ、活動や食事をするスペースと午睡のスペースを分けるなど生活環境を整えています。子どもの表情や様子、発する声などを大切に、柔らかな表情で穏やかな言葉をかけながら応答的な関わりやスキンシップを十分にしています。丁寧な関わりから愛着関係をつくり、子どもが安心して過ごせるように努めています。個別の連絡帳、送迎時に子ども様子を丁寧に伝えて保護者と信頼関係を築き、24時間の生活リズムを整えられるように連携しています。今後も環境設定や年齢・発達に合った保育の提供の検討が望まれます。	
【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<コメント> 通常は全園児オープンフロアで異年齢保育をしています。子ども一人ひとりの体調や発達について職員間で随時話し合っています。子ども一人ひとりとの関わりを大切に、必要に応じて個別の対応をしています。1、2歳児と関わる時は育ちに合わせ、さりげなく援助しながら、できた時は十分に褒めて自信や意欲につなげています。甘えたい気持ちも尊重しています。子どもの自我の育ちを受けとめ、その気持ちを引き出すこと、環境を整えることを工夫しています。職員が一緒に遊んだり見守ったりしながら、友だちへの興味を大切にしています。相手の気持ちに気づくように、職員が代弁することもあります。個別の連絡帳、送迎時のやりとりなど一人ひとりの体調や様子について保護者と連絡を取り合い、家庭との連携を深めています。1、2歳児の年齢・発達に合った保育の今後のさらなる配慮が望まれます。	
【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	c
<コメント> 4、5歳児クラスの受け入れがないため、C評価となりますが、園では3歳児クラスまで受け入れてます。通常は全園児オープンフロアで異年齢保育をしています。その中でも個人が尊重され、安心して過ごせるよう必要に応じてフォローし、情緒を支えています。週1回は3歳児クラスだけで午前中の活動をする「うみがめデー」があります。プランターで育てた米をすり鉢と綿棒を使って脱穀体験をしたり、少し遠くの公園まで散歩に行ったり、同年齢だけで過ごす時間も大切にしています。行事を通しては最年長クラスの自覚を持って一所懸命取り組む姿があります。	
【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<コメント> 園は、ビルの3階にあり、エレベーターが利用できます。園内はバリアフリー構造で多目的トイレを設置しています。全園児の個別指導計画を作成しているので、必要に応じて、障害のある子どもの状況や発達過程に合わせ、クラスの指導計画と関連付けた個別指導計画を作成しています。個別指導計画をもとに配慮事項を意識して話し合い、全職員で情報共有しています。加配の職員の援助を受けながら他の子どもとのかかわりにも配慮し、落ち着いて過ごせるようにしています。必要に応じて、障害のある子どもの家庭と園の連携を密にし、関わり方や対応について伝えあい、保護者の不安にも寄り添うようにしています。子どもが通う療育センターの担当者とも相談や助言を受ける体制があります。今後障害のある子どもの受け入れがある際は、これまで通りの適切な対応や援助を継続することが望まれます。	

【A10】 A－１－（２）－⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
＜コメント＞ 園の開園時間は7時～19時です。それぞれの子どもの在園時間や家庭での生活リズムを考慮して、安心して過ごせるようにしています。配慮が必要な子ども、その日の体調や機嫌が良くない場合など職員がゆったりと関わるようにしています。昼食は規定量のほか、おかわりも提供しています。保育時間と保護者との契約によっては夕食に響かない程度の補食の提供が可能です。適宜水分補給ができるよう、保育室にお茶を用意しています。子どもの状態について会議ボードを使用したり口頭でも職員間で情報を引き継いでいます。会議ボードは保護者への子どもに関する伝達にも使用しています。担任が保護者と話せるようシフトの工夫もしています。	
【A11】 A－１－（２）－⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	c
＜コメント＞ 5歳児の受け入れがないため、取組を行っていないためC評価になります。	
A－１－（３） 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A－１－（３）－① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
＜コメント＞ 子どもの保健衛生管理マニュアルと保健計画があります。それにもとづき登園時に保護者から子どもの食事・睡眠・遊び・機嫌などの様子確認をしています。職員は保護者の情報と子どもを観察することで一人ひとりの様子を把握しています。その後、活動への参加具合、食事の様子など普段と違いがないかを確認していきます。保育の中で子どもの様子に変化がある場合はお迎え時に伝え、帰宅後の家庭での様子や過ごし方などを含めて翌日必ず確認をしています。子どものり患や予防接種追加状況はその都度保護者から情報をもっています。乳幼児突然死症候群（SIDS）の知識について、園内研修で職員に周知をしています。保護者には入園前の個別面談時に説明しています。玄関に乳幼児突然死症候群に関するポスターを掲示し、注意喚起を促しています。子どもの午睡中は呼吸・寝ている姿勢などのチェックをしています。	
【A13】 A－１－（３）－② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
＜コメント＞ 園医による内科健診を年2回実施しています。子どものかかりつけ医が園医である場合が多く、園医は子どもの状況を良く把握してくれています。健診前には保護者から子どもの健康面で気になることなどを出してもらい、職員から園医に伝え、その日の健診結果とともに回答をもらっています。必要に応じて受診を勧めています。健診結果は健康カードに記録し、全職員に周知をしています。結果を踏まえ、年間保健計画に反映しています。子どもたちには栄養士の話のほか、紙芝居や絵本を使って健康の大切さについて伝えていきます。園では歯磨きを行わず、うがいをしています。	
【A14】 A－１－（３）－③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
＜コメント＞ 食物アレルギーのある子どもは、医師からのアレルギー疾患生活管理指導表を提出してもらい、それに従い除去食を提供しています。提供の際は個別のトレイ・食器・を使用する、他の子どもと机を別にする、誤食のないよう職員がそばにつくなどアレルギー対応マニュアルに沿った対応をしています。園の給食の食材は卵フリーで提供しています。保護者とは栄養士が毎月献立表の確認をしています。アレルギーについて、園内研修で全職員に周知をしています。外部研修に関しては、コロナ禍の影響で今年度は参加ができていません。保護者には、入園時に配付する「重要事項説明書」を通し、アレルギー食について、「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、適切な対応に努めることを伝えていきます。	

A-1-(4) 食事		第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。		a
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。		
＜コメント＞		
年間の食育計画があり、取組を行っています。1日の流れの中で食事に入るまでの生活リズムを大切にしています。子どもたちはトイレに行ったり、その日の給食についての話などを聞きながら食事が始まるのを楽しみに待っています。職員は一人ひとりの食べる量を把握し、必要に応じ個別に調整をしています。楽しみながら食への興味関心を育むため、プランターで米作りや夏野菜（トマト・オクラ・ナスなど）栽培をしています。収穫した米はおせんべいにしてもらって食べたり、夏野菜はスタンプ制作で使用しています。野菜の皮むき、ピザ、クッキーなどクッキングにも挑戦しています。時にはお弁当風に詰めてもらってベランダや公園に行き、皆で戸外給食を楽しむこともしています（コロナ禍以前）。保護者には献立表や給食だより（レシピの紹介あり）を配付したり、日々の献立の写真を玄関に掲示したり、食生活について連携しています。		
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		a
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。		
＜コメント＞		
給食・おやつは手作りにこだわっています。マニュアルにもとづき衛生管理や事故防止に努めています。献立は栄養士が旬の食材、季節ごとの行事、和・洋・中のバランスなども考慮しながら作成したものを使用しています。0歳児用にはつかみ食べ用の野菜を用意したり、子どもの発達に応じた食材の切り方、固さに配慮をしています。子どもの喫食状況を記録に残しているほか、栄養士が毎日給食の時間に保育に入り、子どもたちの様子を見たり、話を聞いたりしています。献立は2週間ごとのサイクルメニューなので、盛り付け方、彩り、味付けなど次回に速やかに生かすことができます。栄養士の体調管理にも十分に留意をしています。		

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携		第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		a
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		
＜コメント＞		
2歳児クラスまでは、保護者と個別の連絡帳で丁寧なやりとりをしています。園からは子どもの様子を分かりやすく記録するようにし、保護者にも生活リズムだけでなく家庭での過ごし方を記録してもらっています。送迎は通常通り保育室での対応なので様子が伝わります。コロナ禍ですが、懇談会は密を避けて2回に分け実施しました。その際は事前に保護者の都合や希望をとっています。懇談会では資料のほか、子どもたちの活動の様子の写真を見せながら行いました。運動会も2部制（1歳児クラス、2、3歳児クラス。0歳児クラスは実施せず）で保護者参加で実施したり、保育の意図や保育内容、保護者と子どもの成長を共有できるような機会を持つことは、計画を変更しながらも実施しています。個人面談も行っています。コロナ以前は給食参観を行い、給食試食の機会もありました。		
A-2-(2) 保護者等の支援		第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。		a
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。		
＜コメント＞		
現園児数18名の小規模保育所ということもありますが、全職員が全園児のことを良く把握しており、保護者と担任以外の職員とのコミュニケーションも図り、園全体で信頼関係を築いていかれるよう努めています。日々の保護者との会話の内容、表情・顔色の観察、個別の連絡帳の読み込みなどから、職員から面談を持ちかけることがあります。その際は適切な対応ができるよう園長が同席し対応することもあります。相談の内容によっては記録に残し、児童票ファイルに綴じ、継続的なフォローができるようにしています。その他、保護者の急な残業、アレルギーのある子ども、外国籍の保護者などへの個別対応など、園の特性を生かし保護者が安心して子育てができるよう支援をしています。コロナ禍での自粛期間中は定期的に担任が保護者に電話連絡を入れ、支援の継続に努めています。		
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		a
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		
＜コメント＞		
虐待対応マニュアルがあります。職員はそれを理解し、家庭での子どもの権利侵害の兆候を見逃さないように日々の健康観察などで状態の確認を行なって虐待の早期発見に努めています。情緒面からも子どもを捉えるようにしています。要支援家庭について児童相談所と連携を図る体制があります。連携した際は経過記録に残すこととしています。園長以下職員は普段から保護者に笑顔で積極的に声をかけ、話しやすい雰囲気づくりや信頼関係を築くようにしています。職員研修のほか、人権擁護のためのセルフチェックリストで権利侵害の理解促進や自らの保育の振り返りに活用していくこともしています。		

A-3 保育の質の向上

A-3-（１）保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		第三者評価結果
A-3-（１）-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。		b
＜コメント＞		
子どもの最善の利益を一番に考えた指導計画を立て、保育とのつながりを見ながら子どもの発達段階や心の育ち・意欲・興味などをよく観察し、職員の支援・関りが適切であったかなど確認しながら自己評価しています。年間指導計画や月間指導計画は疑問点、改善点などについて会議で互いに意見交換し、日々の保育の記録は日誌で共有しています。その他、年2回の職員個人の自己評価をしています。保育所の自己評価は、職員が行った自己評価や行事後の保護者アンケートや懇談会などから寄せられた意向や意見なども反映し、保育目標について・保育についてなど保育所の自己評価をし、保育実践の改善や専門性の向上につなげていこうとしています。今後も取組の継続が望まれます。		